

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年2月1日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月17日から同年3月9日まで縦覧に供する。

平成29年2月10日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 豆塚1号地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 楠木地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 切留地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中姫地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮の下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業) 段の上池地区	〃